

監査委員会活動報告

平成 2 9 年度における監査委員会の活動について、以下のとおり報告する。

1. 監査委員会規則第 5 条第 1 項、第 2 項に基づく報告（平成 2 9 年度第 4 四半期）

（1）役員（経営委員長、経営委員、理事長及び理事をいう。）の不正行為等に関する報告（第 1 項）

○ 役員による不正行為等は見当たらなかった。

（2）理事長及び理事の職務の執行に関する報告（第 2 項）

○ 不適切と認められる職務の執行は見当たらなかった。

2. 監査委員会の活動報告

（1）監査委員会の責任と役割

第 2 回経営委員会で承認された中期計画では、「自律的な P D C A サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること」とされている。ガバナンス体制の変更により設置された経営委員会はこのような組織体制が確立しているかどうかを監督する責任を持ち、「監査委員会」は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会から権限委譲を受け、正にそのような自律的な P D C A サイクルが執行部で回っているかどうかを日常的に監視する責任を負っている。監査はそのような経営委員会が適切に監督機能を果たす上で重要な役割を持っている。

（2）監査の方法

執行部が主催する各種委員会（投資委員会、運用リスク管理委員会、経営企画会議、契約審査会等）に出席する他、2017年12月から2018年3月まで、各部室担当者及び理事長・理事への面談を行い、組織の課題等について意見交換を行った。さらに2017年10月以降7ヶ月に亘って執行部スタッフ90名以上と面談しスタッフの人となりを理解するように努めた。また会議内容等は常勤監査委員が概要メモを作成し、監査委員3名で情報共有の上、問題認識を合わせるようにした。

(3) 業務監査の内容

主として中期目標の達成状況、経営委員会及び経営委員の職務の執行状況、理事長以下の職務の執行状況、の3つの観点から業務監査を実施。またガバナンス体制の変更に伴い、内部統制システムの状況についても監査を実施。

①中期目標等の達成状況

中期目標が達成されるかどうかを、PDCAサイクルが着実に回っているかという観点も踏まえ、各種委員会への出席や関係部署へのインタビュー等を通じて監査。監査室との役割分担等を踏まえ、監査委員会は、特にこれまで十分に監査対象となつてこなかった「運用リスク」に焦点を当てた業務監査を実行。業務リスクは監査室が行った重点リスクの監査によって確認。

②経営委員会及び経営委員の職務の執行状況

2017年10月から2018年3月までの経営委員会及び経営委員向け懇談会、勉強会等の出席状況や議論の内容、行動規範の実施状況の自己点検内容の確認等を踏まえて、職務の執行内容の適正性を確認。

③理事長以下の執行部の職務の執行状況

現在、職員の自律的な（投資判断を含む）意思決定によって中期目標達成を行える運用管理機関に変革しようとする理事長の経営理念の下、組織運営が行われていると思料。その経営理念を尊重した上で、業務運営が適切かつ効率的に行われているかどうかを中心に監査。

④内部統制システムの構築・運用状況

最も監査内容が多岐に亘りかつ重要度の高い監査項目の一つと思料。内部統制システムは、業務運営が適正かつ効率的に実施されているかを確認する上で重要な事項であり、PDCAサイクルが着実に回っているかどうかという観点も踏まえ、統制環境が整っているかどうかを中心に監査。

(4) 業務監査の結果

監事からの引継ぎも含めた1年間の業務監査を通じた監査結果を下記の通り報告する。

①中期目標等の達成状況

「賃金上昇率+1.7%」という目標達成を最重要と考えた投資プロセスが構築されていると評価。また長期投資家として様々な環境変化に対してこの目標を達成できるよう自律的な対応ができる組織となるべく運営が行われている過渡期であると思料。

ESG投資、スチュワードシップ活動の強化、オルタナティブ投資の拡大、運用会社や資産管理機関との契約の変更等、多岐に亘る投資改革を行っている組織にとって、PDCAサイクルを着実に回していくためには、

各投資分野における投資方針を明確にした上で、自律的な活動を促進させつつ投資方針に沿った活動を行っていくことが中期目標の達成をより確実にするものと思料。2018年度に運用リスク管理の基本方針が策定される予定であることを評価しつつ、その他の投資分野においても基本方針を策定し、基本方針を遵守した上で自律的な投資活動が継続されることを期待。

②経営委員会及び経営委員の職務の執行状況

やむを得ぬ事情の場合を除き、2017年10月から2018年3月の間、全経営委員が経営委員会及び経営委員懇談会に出席。また経営委員向けに8回開催した勉強会に加えて経営委員向けの経営委員会の内容事前説明にも多数の経営委員が参加し活発な議論を行った。

経営委員会の議論も各委員の専門分野の知見を生かした多様な意見交換により当法人の業務運営の改善に資する内容になっているのではないかと評価。一方、経営委員会発足後、半年しか経っておらず、また常勤の監査委員が経営委員を兼務しており経営委員会業務に多くの時間が割けない状況で、経営委員会自身で議題を設定できる段階にはなく、真に実効性の高い監督業務及び重要な意思決定を行うにはさらに一定期間を経る必要があるのではないかと思料。

また、行動規範の実施状況の自己点検内容の確認を行ったところ、自己点検の範囲においては行動規範が遵守されていることを確認した。

③理事長以下の執行部の職務の執行状況

2017年9月以前のガバナンス体制を前提にして、重要リスクを基準に業務監査をした結果、業務運営が適切に行われていることを確認。2017年10月以降のガバナンス体制をより一層反映した、自律的なPDCAサイクルが機能する効率的な業務運営体制の構築に資する業務監査を行うことが2018年度以降の課題であると認識。

④内部統制システムの構築・運用状況

2017年10月に経営委員会が定めた規程に従った内部統制システムの運用が行われていることを確認。ただし内部統制システム等に係わる規程を含めた内部規程が、2017年10月以降のガバナンス体制を踏まえた内容となっているか点検が必要と思料。従って、2018年度上期に経営委員会として現行規程の点検を行い、必要な改正を進める予定。

(5) 監査委員会監査計画時期の変更

2018年度の監査委員会監査計画（以下「監査計画」。）の策定期限を4月ではなく、6月にずらすことを検討中。従前の監事監査計画に倣って策定した2017年度の監査計画では2018年6月までが監査の時期になっており、また2017年度の監査内容をまとめている最中に、2018年度の監査計画を策定する

ことに無理があるように思われる。監査委員会規則では「監査委員会は、監査の方針、項目、方法及び実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする」と監査計画の策定期間については明記していない。

このような事情に鑑み、2018年度の監査計画は、2017年度の監査が終了する6月末までに策定する予定。監査委員会の業務は、7月～翌年6月という周期で考える方が現実には即しているのではないかと思料。ただし監査委員会の監査対象となる期間は従前通り、事業年度と同じ（4月～翌年3月）とする。期間について整理すると以下の通り。

- 1) 監査対象期間：4月～3月（従前通り）
- 2) 監査実施時期：7月～来年6月
- 3) 監査計画の策定：6月末までに決定

【以下参考】

3. 監査委員会の職務の執行状況の報告（平成29年度第4四半期分）

（1）監査委員会開催状況の報告

日付	回次	事項	議事項目
1/19	第5回	議決	監査委員会規則の一部改正について 監査委員会活動報告について
		報告	監査室からの報告 運用管理室からの報告 審議役からの報告 常勤監査委員からの報告
2/16	第6回	議決	監査委員会事務室職員の人事評価について（総務課）
		審議	ガバナンス体制の変更に伴う規程類の見直しについて
		報告	経理課からの報告（管理運用委託手数料等の会計処理について） 監査室からの報告 常勤監査委員からの報告
3/14	第7回	議決	現行規程の点検プロジェクトの経営委員会への提案について
		審議	業務監査結果について
		報告	理事長以下執行部による行動規範の実施状況報告（審議役） 経営委員による行動規範の実施状況報告（常勤監査委員） 監査室からの報告

日付	回次	事項	議事項目
			常勤監査委員からの報告
3/29	第8回	審議	平成29年度業務監査調書（案）について 平成30年度監査委員会監査計画（案）について
		報告	監査室からの報告（平成29年度内部監査の結果について） 常勤監査委員からの報告

（２）監査委員会監査規程（以下「規程」という。）第22条の規定による経常監査、随時又は臨時の監査（書面又は実地）の実施

日付	実施状況
1/12	監査委員会監査ヒアリング（総務部総務課）を行った。
1/19	運用管理室長を監査委員会に召致し、外部通報に関する報告を受けた。 審議役を監査委員会に召致し、内部通報及び外部通報に関する考え方について報告を受けた。
1/26	監査委員会監査ヒアリング（情報管理部）を行った。
2/1	監査委員会監査ヒアリング（総務部経理課）を行った。
2/16	総務部次長を監査委員会に召致し、管理運用委託手数料等の会計処理に関する報告を受けた。
2/20	監査委員会監査ヒアリング（運用管理室）を行った。
2/22	監査委員会監査ヒアリング（オルタナティブ投資室・運用リスク管理室）を行った。
2/27	監査委員会監査ヒアリング（企画部企画課）を行った。
3/14	審議役を監査委員会に召致し、理事長以下執行部による行動規範の実施状況に関する報告を受けた。 常勤監査委員より、経営委員による行動規範の実施状況の報告があった。
3/16	水野理事との面談を行った。
3/28	三石理事との面談を行った。
3/29	理事長との面談を行った。

（３）規程第23条の規定による組織的かつ効率的な監査の実施

日付	実施状況
1/19 2/16 3/14・29	監査室長を監査委員会（第5回～第8回）に召致し、情報交換を行ったほか、第8回監査委員会において、平成29年度内部監査の結果について報告を受けた。

日付	実施状況
随時	平成30年度内部監査計画について、監査室と打合せを実施した。

(4) 規程第24条の規定による監査計画の作成及び修正並びに理事長及び経営委員会への通知

日付	実施状況
3/29	監査委員会において、平成30年度監査委員会監査計画について審議を行った。

(5) 規程第25条の規定による会議等への出席及び意見陳述

会議等名称	実施状況
経営委員会	第5回(1/22)、第6回(2/19)、第7回(3/14)、第8回(3/30)に出席した。 また、基本ポートフォリオ策定に向けた勉強会第1回(2/26)、第2回(3/9)、第3回(3/15)、第4回(3/26)、第5回(3/29)に出席した。
経営企画会議	1/11から3/26までの間に開催された会議に6回中6回出席した。
投資委員会	1/9から3/28までの間に開催された会議に出席した。 ※他の用務により出席できなかった会議の内容については、監査委員会事務局より報告を受けた。
運用リスク管理委員会	2/19から3/16までの間に開催された会議に出席した。
契約審査会	1/22から3/23までの間に開催された会議に4回中4回出席した。
コンプライアンス委員会	3/7に開催された会議に出席した。

(6) 規程第26条の規定による業務運営に関する全ての文書の閲覧、必要に応じた役職員からの説明の徴収及び意見陳述等

- 監査室との情報連携や、必要に応じて役職員からのヒアリング等を随時行った。

(7) 規程第27条の規定による監査委員に回付される文書の確認

- 第4四半期中に回付された決裁文書を213件確認した。

(8) 規程3条第5項の規定による監査委員向け研修への参加等

日付	実施状況
1/23	日本監査役協会主催の研修会に参加した。
2/13	日本監査役協会主催の研修会に参加した。
2/20	日本監査役協会主催の研修会に参加した。
2/23	独立行政法人、特殊法人等監事連絡会（以下「監事連絡会」という。）の会議に出席した。
3/22	監事連絡会の会議に出席した。
3/23	日本監査役協会主催の研修会に参加した。

(9) 規程4条の規定による監査委員間の情報の共有

- 常勤監査委員を中心に、非常勤監査委員等に対して週次又は随時に情報連携を行うとともに、監査委員会において常勤監査委員から活動報告を行った。

また、常勤監査委員は、3（5）に記載した全ての重要な会議等に参加したほか、新春メディア懇談会（1/6）の傍聴、また、法人職員向けの研修への参加（2/9、3/22）に加えて、必要に応じて職員からヒアリングを行うこと等によって、監査等の環境の整備及び管理運用法人に関する情報の収集に積極的に努めた。

【監査委員会規則（抜粋）】

（経営委員会等への報告）

第5条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの規程、法若しくは他の法令に違反する事実若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 監査委員は、前号に規定する場合のほか、法第5条の3第2項に規定する監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならない。

3～4 （略）

5 監査委員会は、第2条第2項に規定する管理運用業務の実施状況の監視の結果を経営委員会に定期かつ随時に報告する。

以上